

# 吸 収 分 割 公 告

令和2年5月15日

債権者各位

大阪市西区土佐堀一丁目6番20号  
ミサワリフォーム関西中部株式会社  
代表取締役 小 山 成 治

ミサワリフォーム中部株式会社（住所：名古屋市中区新栄二丁目19番6号、以下「甲」という。）とミサワリフォーム関西中部株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社とする吸収分割を行い、乙の東海エリアにおける住宅事業に関する権利義務を甲に承継させることにいたしました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <http://reform.misawa.co.jp/kansai-chubu>